

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原告 山田清彦 外105名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

準備書面（211）

青森地方裁判所民事部御中

2024年9月18日

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅 石 紘 爾

弁護士 内 藤 隆

弁護士 海 渡 雄 一

弁護士 伊 東 良 徳

弁護士 中 野 宏 典

被告準備書面（21）（航空機落下確率評価関連）について

第1 三沢対地射爆撃場の訓練飛行回数を考慮した評価をしなかったことについて

1 航空機落下確率評価基準の記載

「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率に対する評価基準」（乙 E 第 15 号証。以下「航空機落下確率評価基準」という。）4（3）1）は、「自衛隊機又は米軍機の落下事故」中の「訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故」について、「原則として原子炉施設及びその周辺上空からの自衛隊機又は米軍機の落下を原子炉施設の立地点ごとに評価する必要がある」としつつ、「現時点では」落下事例がないことを理由に、上空に訓練空域が存在する場合（評価方法①：乙 E 第 15 号証基準－8 ページ）以外については、全国平均の落下事故率を用いた落下確率評価を求めている（同号証基準－7～9 ページ）。より正確に言えば、「原子炉施設上空に訓練空域が存在しない場合」の評価式は、訓練空域外の年あたり落下事故件数を訓練空域以外の国土面積で除しており、理論上、訓練空域以外での年間落下事故率の全国平均値を用いている（同号証基準－8～9 ページ）。その上で、航空機落下確率評価基準は、「ただし、今後、原子炉施設の上空あるいはその周辺の訓練空域で訓練中の自衛隊機又は米軍機が落下した場合や、原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなったと判断される場合は、こうした実際的狀況を考慮して原子炉施設への航空機落下の確率を評価する。」と定めている（同号証基準－8 ページ）。

2 原告らの主張と被告の反論

原告らは、本件再処理施設の周辺に存在する訓練空域である三沢対地射爆撃場での訓練飛行の回数が、年間数万回に及び、補助参加人の委託した事業者による計測上最低でも年間 2000 回以上に及んでいるのであるから、「原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなつており、本件変更許可処分の基準の 1 つである航空機落下確率評価基準

の定めに従い、三沢対地射爆撃場での訓練飛行の回数を考慮して原子炉施設への航空機落下の確率を評価する必要があったのに、被告がこれを行わずに本件変更許可を行ったことが基準違反であり、したがって原子炉等規制法第44条の2第1項第4号所定の「再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」の許可要件を欠き、違法無効であることを主張した（原告ら準備書面（191）第3：同準備書面9～14ページ、同（196）全体）。

これに対し、被告は、（原告ら準備書面（191）に反論した被告準備書面（9）ではそういった主張は微塵もなかったが、今回突然）被告準備書面（21）第1（同準備書面8～14ページ）で、上記航空機落下確率評価基準にいう「他の地域」とは「他の地域の訓練空域」である、すなわち三沢対地射爆撃場での訓練飛行回数が（訓練空域以外の全国平均ではなく）他の訓練空域での訓練飛行回数と比較して明らかに著しく多くなったときに全国平均値の適用を見直すという趣旨だと言い始めた。

3 被告の主張の不合理性

1で述べたように、航空機落下確率評価基準は、本来は立地点ごとに評価すべきであるが、落下確率の全国平均値、それも訓練空域をあえて除外した落下確率（事故率）を用いるが、全国平均値によるべきでない場合の基準として「原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなったと判断される場合」を定めているのである。

もし航空機落下確率評価基準が、訓練空域での落下確率の全国平均値を用いているのであれば、他の訓練空域よりも事故率が有意に高くなる要素となる他の訓練空域と比較した訓練飛行回数を基準とすることは合理的である。

しかし、訓練空域外での落下確率の全国平均値を用いていることの合理性を

検討するのに、どちらもその落下事故率の評価の基礎となっていないある訓練空域と他の訓練空域を比較することはまったく意味がない。

原子炉施設周辺に訓練空域があること（航空機落下確率評価基準は「原子炉施設周辺に存在する訓練空域」と「原子炉施設上空に訓練空域がある場合」を明確に区別しており、原子炉施設の真上が訓練空域でない限り、原子炉施設周辺に訓練空域があっても、それは「原子炉施設上空に訓練空域が存在しない場合」となる。本件再処理施設も、「原子炉施設上空に訓練空域が存在しない場合」として、落下確率が評価されている）により（訓練空域外での）落下確率の全国平均値を用いることが不適切かどうかの判断は、まさしく当該施設周辺に存在する訓練空域の訓練飛行回数が、訓練空域外を飛行する訓練飛行以外の航空機の飛行回数（それが適用される「全国平均値」に用いられる落下事故の基礎となる飛行である）と比較して明らかに著しく多くなっているかを基準とすることこそが合理的である。

以上のとおり、ここで問題となっていることがらの性質に照らし、被告の主張はまったく不合理であり、原告らの主張が合理的である。

4 被告主張の根拠の不存在

(1) 「訓練空域内で訓練中の落下事故」の意味

被告は、航空機落下確率評価基準の原告ら指摘の記載が「訓練空域内で訓練中の落下事故の評価においては」というくだりにあることと、同評価基準が「原子炉施設上空に訓練空域が存在する場合」と「原子炉施設上空に訓練空域が存在しない場合」を区分していることを、原告ら指摘の航空機落下確率評価基準の定めが「他の（地域の）訓練空域」を念頭に置いたものであると解する根拠としている（被告準備書面（21）第1の2（2）：同準備書面10～12ページ）。

しかし、被告の主張は、航空機落下確率評価基準が明確に書き分けている「訓練空域内で訓練中の落下事故」と、「原子炉施設上空に訓練空域が存在する場合」

を同一視するものであり、誤りである。

原子炉施設の直上ではない周辺に訓練空域が存在する場合、航空機落下確率評価基準が規定する「原子炉施設上空に訓練空域が存在しない場合」ではあるが、訓練空域内で訓練飛行中の航空機が誤って原子炉施設に衝突するリスクがある。本件再処理施設は三沢対地射爆撃場から約10kmの距離があるから、三沢対地射爆撃場の訓練空域は本件再処理施設上空には存在しないが、訓練飛行の周回コース上でエンジントラブルを起こして操縦不能となった航空機がその飛行コースを維持した場合に無視できない確率で本件再処理施設に衝突することが、本件再処理施設の事業指定の際の安全審査に提出された資料（甲D第385号証、乙D第85号証等）により明らかにされている。

航空機落下確率評価基準の原告ら指摘の記載は、まさにそういった「訓練空域内で訓練中」の航空機が落下してその結果、訓練空域外の原子炉施設に衝突する可能性を考慮し、その確率を評価するのに（訓練空域外での）落下確率の全国平均値を用いてよいかを判断する基準として「原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなると判断される場合」と定めたのである。そして、原告らの主張も、本件再処理施設の上空ではないが周辺にある訓練空域である三沢対地射爆撃場での訓練中の航空機が落下した場合に本件再処理施設に衝突する確率を、訓練飛行回数を考慮して評価すべきだというもの（その一例として甲D第385号証、乙D第85号証の評価を挙げている）であり、原告らの主張と航空機落下確率評価基準の趣旨は一致しており、そこには何らの矛盾もない。

(2) 「訓練空域ごと」について

被告は、航空機落下確率評価基準策定の際のパブコメへの対応を議論した原子炉安全小委員会での議論の中で「訓練空域ごと」という言葉が用いられたことを、訓練空域間の比較が念頭に置かれていた根拠としている（被告準備書面（2

1) 第1の2(3) : 同準備書面12～14ページ)。

しかし、ここで言われていることは、いずれも、問題となる原子炉施設周辺の訓練空域での訓練飛行回数が必要で、全国の訓練空域全体の飛行回数だけがあっても使えないという趣旨と解するのが相当である。その意味で全体の数字ではなく、「訓練空域ごと」の数字が必要だと述べていると解される。

発言者の主観がどうであったかは、厳密には原告らにはわからないが、上記のように理解することが十分に可能であること及び3で述べたように、航空機落下確率評価基準の定め趣旨からして訓練飛行回数を訓練空域間で比較することに何らの合理性もないことからすれば、被告の主張が正しいとは到底考えられない。

(3) 被告準備書面(9)では指摘されていなかったこと

被告は、被告準備書面(21)において、被告は「本件事業変更許可申請の審査においては、前記ただし書きの『他の地域』とは『他(の地域)の訓練空域』を意味するとの理解を前提に審査を行っている。」と主張し(同準備書面第1の3(4) : 同準備書面14ページ)、ただし書きの文脈に即した自然な理解からも策定の経緯からも、「他の地域」が「他(の地域)の訓練空域」「他(の地域)の訓練空域」を意味することが明らかとしている(同準備書面第1の2(2)及び(3))。

しかしながら、前述したように、原告ら準備書面(191)での主張に対して被告が反論した被告準備書面(9)には、航空機落下確率評価基準の「他の地域」が「他(の地域)の訓練空域」あるいは「他(の地域)の訓練空域」であるという主張はまったくない。現に本件適合性審査でその主張を前提に審査をし、評価基準の文言や策定経過から「明らか」であったのであれば、なぜ被告は被告準備書面(9)でそれを主張しなかったのであろうか。そのこと自体が、被告が本件適合性審査では被告準備書面(21)での主張などまったく考えてもおらず、評

価基準の文言からも策定経過からも被告準備書面（21）の主張は思いもよらなかったことを、優に推認させる。被告準備書面（21）の主張は、被告準備書面（9）提出後、原告ら準備書面（196）を受けて初めて思いついてこじつけたものというべきである。

第2 NRA技術ノートの改訂後の航空機落下確率評価基準による落下確率

被告は、被告準備書面（21）第2（同準備書面15～20ページ）及び第4（同準備書面25～27ページ）で、原告ら準備書面（200）での落下確率評価についてあれこれケチをつけているが、被告準備書面（21）で述べられている点を入れても、航空機落下確率評価基準に従ってNRA技術ノート（乙D第100号証）に基づき本件再処理施設について（原子炉施設上空に訓練空域が存在しない場合の）「訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故」の落下確率を求めると、原告ら準備書面（208）で述べたとおり、 1.32×10^{-7} （回／年）となり、基準を超えることに変わりはない。

すなわち、被告主張の点は、被告準備書面（21）第4の点も含めて既に原告ら準備書面（208）で織り込み済みであり、本件再処理施設についてはF16と同程度かそれ以下の事故に1／10の係数を掛けるという被告の決定によらない限り、航空機落下確率評価基準が定める 10^{-7} を大幅に超えていることに何ら変わりはない。また、被告による本件再処理施設についての審査方針決定によっても、航空機落下確率評価基準自体は変更されていないから、本件再処理施設に航空機落下確率評価基準を素直に適用した場合の落下確率は上記のとおりである。

なお、被告は原告らの指摘の後に補助参加人が原告らの指摘に沿った再評価をしたことについて、原告らの主張によるものではないと言い張っている（被告準備書面（21）第2の3：同準備書面19～20ページ）が、その根拠は何も挙げられておらず、原告らが本訴で2018年3月18日付の準備書面（15

8) 第5の3 (同準備書面7～8ページ) で補助参加人の落下確率評価が1993年1月から2012年12月までの20年間の事故を用いていて航空機落下確率評価基準が定める最近の20年間の事故ではないと指摘し、適合性審査の議事録上誰もそれに関する指摘もせず、補助参加人が2018年7月6日付で1998年4月から2018年3月までの20年間の事故によって落下確率を再評価したという経緯自体で、原告らの主張が正しく被告の主張が誤りであることは明らかである。

第3 F16以下の落下事故を1/10とした決定の誤り

1 航空機落下確率評価基準策定時の想定について

原告らは、原告ら準備書面(200)第3の1(同準備書面6～7ページ)において、①航空機落下確率評価基準上小型機の事故について1/10の係数を掛ける手法は有視界飛行方式の民間機の事故についてのみ定められており、自衛隊機又は米軍機の落下事故評価では定められていないこと、②策定時の議論で戦闘機については係数を掛けずに評価することが確認されていたこと、③航空機落下確率評価基準の最初の発表の添付資料(乙D104号証)上、有視界飛行方式の民間機であれば1/10の係数を掛ける小型機よりも重量も速度も小さな飛行機の事故も軍用機の場合に係数を掛けずに評価する対象事故としてカウントされていることの3点を理由に航空機落下確率評価基準の立法者意思は自衛隊機又は米軍機の落下確率評価に際しては、どのような小型機であっても軍用機の事故については10分の1の係数は掛けずに通常の評価(1回の墜落は1回)をするというものであったことが明らかである旨主張した。

これに対し、被告は、②についてのみ、阿部委員の発言が軍用機について「1/10係数を乗じる手法は採り得ない旨を指摘する発言ではない」と反論している(被告準備書面(21)第3の2(1):同準備書面21～23ページ)。

原告らは、航空機落下確率評価基準策定時に軍用機について1/10の係数

を乗じることは想定されていなかったことを指摘しているのであり、「採り得ない」と明言されたとは主張していない。航空機落下確率評価基準の策定時には、想定されていなかった以上、わざわざ「採り得ない」かどうかなど論じられなかったに過ぎない。

なお、被告は、原告らが挙げた③の点についても「理由がない」と結んでいる（被告準備書面（21）第3の2（1）末尾：同準備書面23ページ）が、原告らの主張の③については何の反論もされていない（被告準備書面（21）第4はその標題から原告らの主張の③に関するものかとも思えたが、その内容はNRA技術ノート改訂に伴う過去の事故件数（2000年の事故件数）のカウンタに関わるもので、前述したように、そこでの被告の指摘を入れた場合についても原告ら準備書面（208）で既に織り込み済みである）。

すなわち、被告の原告らの主張に対する反論は、航空機落下確率評価基準の策定時に、軍用機の事故について1/10の係数を乗じる手法を用いることは想定されていなかったという点について、採り得ないとまでは言われていなかったというだけであり、また他の点については反論もない。

2 例外扱い決定の手續について

原告らは、原告ら準備書面（200）第3の2及び3（同準備書面8～10ページ）において、①航空機落下確率評価基準の策定の際には専門家からなるワーキンググループでの6回の会合による検討とパブコメを経て慎重に策定されたが、本件再処理工場についてF16以下の事故には1/10の係数を乗じるという決定ではそのような慎重な手續は一切取られなかった、②上記決定は原子力規制委員会本会議のわずか2回の合計でも30分足らずの議論のみでなされた、③石渡委員は誤解に基づいて賛同しており1度目の会議での賛同者は5名中2名に過ぎなかったことを挙げて、被告の決定が拙速に過ぎ違法無効である旨主張した。

これに対し、被告は、①の点は触れもせず、②について原告ら指摘の原子力規制委員会本会議以前にも議論している、③については石渡委員も資料を見ているのだから誤解していないはずだという趣旨の反論をするのみである（被告準備書面（21）第3の2（2）：同準備書面23～25ページ）。

しかし、②の点については被告引用の被告準備書面（2）主張の経緯を見てもF16以下の事故には1/10の係数を乗じることが議論されたのは原告ら指摘の本会議2回のみであり、被告が主張するそれ以前の会議では1/10の係数を掛けるということは議論していない。③の石渡委員の発言は議事録（甲D第419号証24ページ）を読めば原告らの主張どおり原発では軍用機についても小型機については1/10の係数を乗じているという誤解に基づくものであることが明らかであり、被告の主張には無理がある。被告の主張はいずれも何らの証拠もなく、ためにする弁解というべきである。

原告らの主張のうち、最も重要な①の点について被告は何らの反論もしていない（専門家によるワーキンググループの検討もなく、パブコメも取っていないのは否定のしようもない事実なので反論できないのは当然とも言えるが）。本件再処理施設についてのみ軍用機の事故に1/10の係数を掛けるという決定は、原子力規制委員会の本会議での議論のみにより決せられた。原子力規制委員会の委員は5名に過ぎず、5名の委員があらゆる分野で専門性を有することはそもそも期待できない。そのため、原子力安全委員会でも原子力安全・保安院でも様々な領域の専門家を多数選任して様々な専門審査会、専門部会、小委員会等を設け、その中でさらにワーキンググループを設けるなどして実質的な検討をしてきたのである。上記決定をした原子力規制委員会の委員の専門領域は、更田委員長（当時）は事故時の燃料挙動など主として核燃料に関する分野であり、山中委員も燃料工学、田中委員も燃料工学及び放射性物質の移動拡散に関する分野であり、伴委員は放射線影響（生体への影響等）、石渡委員は地質学であった。つまり、建屋の頑健性や航空機に関する専門家は1人もいなかったのである。言

い換えれば、原子力施設の安全性評価に関わる重要な事項が、当該分野の専門家による検討を経ないままで、ごく短期間にわずか2回の会議の30分足らずの議論で決定されたのである。本件再処理施設についてF16以下の事故に1/10の係数を乗じるという被告の決定（審査方針）は、科学的根拠を欠くとともに拙速なものと言わざるを得ない。

以上